いわき会場



第 44 号

発 行 所 相馬市中村 1 丁目 2 - 3 (公社) 相 双 法 人 会 発 行 人 只 野 裕 一 編 集 広 報 委 員 会 発 行 日 平成 26 年 11 月 1 日

いわき会場



福島会場

交流会福島会場

や総会を原町区や相馬市で交互に開催

に相馬市で総会を開催

以降講演会

してきた。

成 26 年 度 震災 親 • 睦交流会を福 原発事 故 被 害者 島 0) わきで 支援 事 *業

平

じめ国内各地にばらばらになった。 支部の方たちが戻った。 は戻り始め、 族および住民の人たちが、 原発の事故により避難のため県内は 半月ほどで相馬・新地支部の方たち 震災当時は、 半年過ぎには原町・鹿島 法人会全域の会員 平成24年5月 東電福島第 (`家

から行うのであれば、役員自ら避難し らも会員の方たちには参加していただ 原発事故被害者への支援と会員交流事 ている地域先に行って手を取って励ま 業開催」と決定実行し、遠く避難先か た。でも、「本当の支援や激励を小 事業計画では、 辛かった日々のことを聞き一緒に 24年度から「震災

涙するべきでは 委員会の役員に 発案の元、 ないか」と言う 相 只野裕一会長の て親睦交流会を 一画運営をお願 双の地を離 し今回初めて 厚生

した。(次号で詳細

金の贈呈を報告 興支援として寄 代表が避難時の様 被害に対し 催すことになった。 でし、 会長が全地域 開催地の し慰め激 0

見睦交流会福島会



子やこれからの生活に対する要望等を 福島35名・いわき28名の参加でした。 懇親会に入った。

会社にご協力をいただいた。祝辞をい いては、 命保険・AIU 損害保険両株式 経費の面に 大同生 お

ただいた両保険会社より大熊町と双葉

る東日本大震災の ネットワークによ 町にビックハート



開会のことば

島会場:長谷川長喜(飯舘支部) いわき 会 場:門馬 弘 (小高支部)

開催地代表あいさつ

島会場:原田雄一(浪江支部) いわき 会 場:坂本 邦仁(富岡支部) 乾 杯

島 会場:渡邉 治利(大同生命) 会場:太田 宏明(大熊支部) いわき

ゲーム大会進行係 両会場とも:柳沼 俊成(厚生委員)

表彰式

只野 裕一(会 長) 邦仁(厚生委員長) 両会場とも:坂本

椎谷 節子(厚生委員)

閉会のことば

島会場:坂本 邦仁(富岡支部) いわき 会 場:梨本 正(大熊支部)

輪投げ大会優勝者

島 会 場:渡部 恭子 (みどりのキャベツ) 場:中原 会 健児(三誠工業所) いわき

輪投げ大会準優勝者

島 会 場:木幡 惠一(こはた印刷所) いわき 会 場:添田 彰(田中建設)

輪投げ大会BB賞

島 会 場:椎谷 節子(シイヤメッキ) 場:梨本 いわき 正(都重機土木)



計画ですので是

次年以降も開催

加ください。 非皆さんもご参













課題と位置付け、

全庁的な支援体制を

協力をいただきますよう、よろしくお

トナーとして、より一層の御理解と御

どうか今後とも税務行政のよきパー

震災特例法等への対応を最重要

着任のご挨拶

相馬税務署長

この度、相馬税務署長を拝命しまし 小野寺 哲良

た小野寺でございます。 人会の皆様に一言御挨拶申し上げま 着任に当たり、公益社団法人相双法

賜っており心から御礼申し上げます。 東日本大震災及び原発事故による被害 まして深い御理解と多大な御協力を ている方がおられ、 のため未だ避難生活等を余儀なくされ しし、心からお見舞い申し上げます。 -素から税務行政の円滑な運営につき また、法人会の会員の皆様の中にも 相双法人会並びに会員の皆様には、 御心痛がありますことをお察 東日本大震災以降、 現在もなお大変な 国税当局

ります。 告・納付相談への対応を最重要課題と 切丁寧な対応に努めてまいる所存であ 事故による被害を受けられた方々の申 知・広報する役割を果たしてまいりま 対応や納税緩和制度などについて、 じて、 税局広報広聴室長時に、 し、被災された方の心情に配慮した親 務署長として、東日本大震災及び原発 でまいりました。私は、 した。この度は、被災地を管轄する税 多くの納税者の皆様に申告相談 局署の総力を挙げて取り組 報道対応を通 前職の仙台国 周 L

意を表する次第であります。 も積極的に取り組まれており、 コンクールの開催など、これからの日 租税教室や税をテーマとした絵はがき 税教室をはじめ、 とは異なる環境の中、バスでの移動租 ことを目的に掲げ、他の地域の法人会 と地域社会の健全な発展に貢献する. 意識の高揚に努めるとともに地域企業 本を担う子供たちのための租税教育に 相双法人会は「税知識の普及、 小学校の避難先での

願いいたします。

ていただきます。 栄を祈念しまして、 益々の御発展並びに会員の皆様の御繁 終わりになりますが、相双法人会の 着任の挨拶とさせ



特別徴収の一斉指定個人住民税における

り組みを実施していくことに 成28年度に一斉に指定する取 として、平成27年度または平 業主の皆様を特別徴収義務者 個人住民税の特別徴収を推進 しました。 していくため、対象となる事 福島県と相双管内市町村は、

※個人住民税の特別徴収とは、

業員に支払う給料から個人 住民税を引き落とし、

村に納入する制度です。

従業員に代わって、毎月従 事業主が納税義務者である

相馬税務署幹部職員移動 (平成26年7月10日発令)					
部門	官職	氏 名	前 任 署	氏 名	発令事項
	署長	小野寺哲良	仙台国税局総務部 国税広報広聴室長	工藤 繁昭	仙台国税局徴収部 徴税課長
総務課	総務課長	石川 俊博	宮古税務署 総務課長	海野 義則	十和田税務署 総務課長
管理・運営 第二部門	統括徴収官	山口 豊	相馬稅務署 管理·運営第一部門 総括上席徴収官	星昌幸	一関税務署 管理・徴収部門 統括徴収官
個人課税 第一部門	統括調査官	岡崎忠夫	相馬税務署 個人課税第二部門 統括調査官	黒田龍太郎	八戸税務署 個人課税第一部門 統括調査官
個人課税 第二部門	統括調査官	高橋 正博	山形税務署 審理専門官(個人課税事務担当) 審理専門官	岡崎忠夫	相馬税務署 個人課税第二部門 統括調査官
法人課税 第二部門	統括調査官	齋藤 徹	仙台国税局総務部 総務課 総務第一係長	遠野 洋一	仙台北税務署 特別調査官(源泉所得税) 特別調査官

地方法人税の創設

■〔創設された制度の概要〕 ■

法人税を納める義務がある法人は、基準法人税額に 4.4%の税率を乗じて計算した地方法人税を、 法人税と同じ時期に申告・納付することとされました。

(1) 納税義務者

地方法人税の納税義務者は、法人税の納税義務者と同一とされています(地方法人税法4)。

(2) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、法人の各事業年度とされています(地方法人税法7)。

(3) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の 課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額とされています(地方法人税法9)。

この基準法人税額とは、次の法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる法人税の額(附帯税の額を除きます。)とされています(地方法人税法 6)。

(イ) 確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の 計算に関する法令の規定(所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の 更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。)により計算した法人税の額

(ロ) 連結確定申告書を提出すべき連結親法人

法人税の課税標準である各連結事業年度の連結所得の金額について、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を除きます。)により計算した法人税の額

(ハ) 退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人

法人税の課税標準である各事業年度の退職年金等積立金の額について、法人税法その他の法人 税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額

(4) 税額の計算

イ 地方法人税の額

地方法人税の額は、次の算式により計算した金額となります(地方法人税法 10)。

ロ 外国税額の控除

内国法人が各課税事業年度の法人税について、外国税額控除の適用を受ける場合において、控 除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、当該課税事業年度の国外所得に対 応する地方法人税の額を限度として、その超える金額は、当該課税事業年度の地方法人税の額か ら控除することになります(地方法人税法 12、地方法人税法令 3)。

ハ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除

内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度の地方法人税について税務署長が更正をした場合において、その更正について地方法人税法第 29 条第 1 項 (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の還付の特例)の規定の適用があったときは、その更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額は、その更正の日以後に終了する各課税事業年度の地方法人税の額から控除することになります(地方法人税法 13)。

ニ 税額控除の順序

上記ロ及びハによる控除については、まずロの外国税額の控除をした後において、ハの仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除をすることになります(地方法人税法 14)。

(5) 申告、納付及び還付

イ 中間申告

法人税の中間申告書を提出すべき法人は、法人税中間申告書に係る課税事業年度開始の日以後 6月を経過した日から2月以内に、税務署長に対し地方法人税中間申告書を提出しなければなり ません(地方法人税法16、17、地方法人税法規2~4)。

なお、地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限ま でに提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し地 方法人税中間申告書の提出があったものとみなされます(地方法人税法 18)。

口 確定申告

法人は、原則として各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し地方法人 税確定申告書を提出しなければなりません(地方法人税法 19、地方法人税法規 5 ~ 7)。

ハ納付

地方法人税中間申告書又は地方法人税確定申告書を提出した法人は、地方法人税の額があると きは、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付する必要があります(地方法人 税法 20、21)。

二 還付

(イ) 中間納付額の還付

地方法人税中間申告書を提出した法人がその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地 方法人税確定申告書の提出をした場合において、その地方法人税確定申告書に中間納付額でそ の課税事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、その 金額に相当する中間納付額が還付されます(地方法人税法22)。

(ロ) 欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付

欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度又は還 付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税が還付される場合において、当該課 税事業年度の確定地方法人税額があるときは、その確定地方法人税額のうち、法人税の還付金 の額に 4.4%を乗じて計算した金額に相当する金額が併せて還付されます(地方法人税法 23)。

〔適用時期〕

平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用 されます(地方法人税法附則②)。ただし、上記(5)イについては、平成27年10月1日以後に開始する 課税事業年度の地方法人税中間申告書について適用されます(地方法人税法附則③)。

[地方法人税の創設に伴う関係法令の整備]

地方法人税の創設に伴い、法人税法、租税特別措置法、震災特例法及び復興財源確保法等の関係法 令について、所要の整備が行われています(法26、38等)。



「小達 高浮 0 た 相 舟

志賀正幸支部長はじめ会員17. め 馬 野 また地 追 広場 元の n お 名が 0) 故 祭り 郷 行 のに

青掃活動を行った。 震災後費... 震災後費... 新 地 支部 でに復活しようとている臥牛城跡

velcom

のがあります。

となるとやはり遠く感じています。 というところでしたが、いわき~富岡

富岡で仕事ができてホッとするも

おります。

震災前は通勤は歩いて五分

冨岡給油所と原町南給油所に通勤して

現在は、いわき市に家をお借りして

シリーズ

避難先からのメッセージ

株式会社 猪狩商店

取締役社長 猪狩 昭 彦

断できた次第です。 組合や仕入先の支援があって私達も決 千百三十九日めになる今年4月23日 に後押ししていただき、また県の石油 やおつきあいのあった企業の方から、 「いつ頃開けるの?」との問い合わせ 富岡の給油所を再開するかしないか 大きな問題でしたが、地元の方々 富岡の給油所を再開できました。 23年3月11日から数えて、

震災後は、富岡町から川内村、 郡山

訳なく思っているところです。 当に驚きました。災害に備えることの ソリンや軽油が思うような量で届かな 三年間、 従業員の幾人かに戻ってもらい、この たもののその後解除区域となり、 町の南給油所は一旦は避難区域になっ 富岡の給油所を閉めました。一方、 業員の皆さんを解雇する決断をして、 のことを考える余裕もなく、 らっている従業員の皆さんには、 大切さをつくづく感じます。そして、 くなり、店頭に長い行列が出来て、本 た。震災や発電所の事故の影響で、ガ 市と親戚を頼って避難しました。先々 条件の整わない中、仕事に励んでも 営業を続けることができまし 当時の従 元の 原

> 役に立てる企業、 もできることを努力しながら、誰かの なる企業でありたいと願っています。 世のため人のために

いてここまでたどり着きました。

震災後、

沢山の方々に助けていただ

8/2 船やアニメ本を子供たちに配布した。 を大人たちに。税の啓発活動として風 プロジェクト事業のエコ対策にうちわ るしかねえべ祭り」にブース をいただき参加した。いちご 今年で4回目を迎えた「や



きな推進力になる交通インフラの整備 面も直結します。相双地域の復興の大 常磐富岡区が開通。仙台方面も東京方 づけることでしょう。 はこの地域に住む人たちを大いに元気 まで開通し来年のW前までに浪江ICと 月6日には常磐道が浪江ICから山元IC 禁止区域の往来が可能になり、 9月15日には国道6号線の立ち入り 来る12

山積しています。こんな時こそ法人会 その他、 ない風評と、それに相反する風化被害、 をしなければならないと思います。 の力を発揮して住みよいふるさと作り 方、比類なき求人難や収まる事の テレビ新聞が伝えない問題が

M